

大津市文化観光振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年3月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市文化観光振興基金条例の一部を改正する条例

大津市文化観光振興基金条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「観光資源となる」を削り、「（以下「文化観光資源」という。）を保存し、継承し、及び」を「を保存及び継承するとともに、これを」に、「観光振興に」を「文化及び観光の振興に」に改める。

第4条中「第6条に定める財源」を「第1条の目的を達成するための経費」に改める。

第6条中「文化観光資源の保存、継承及び活用に要する経費を助成するため」を「第1条の目的を達成するための経費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大津市文化観光振興基金条例第1条の規定により設置された大津市文化観光振興基金は、この条例による改正後の大津市文化観光振興基金条例第1条の規定により設置される大津市文化観光振興基金となり、同一性をもって存続するものとする。